

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月19日)

〔件名〕

- 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結について

(くらしの安心推進課)・・・2

生活環境部

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結について

令和6年3月19日
くらしの安心推進課
警察本部広報県民課

令和6年4月1日に、県知事部局に犯罪被害者等の支援を行う専門組織「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置することに先立ち、県と県警が相互に連携・協力して犯罪被害者等の支援に取り組めるよう、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結したので、概要を報告する。

1 協定締結式

(1) 日時・場所

令和6年3月18日（月）16時10分～ 於：県庁第4応接室

(2) 協定締結者

鳥取県知事 平井 伸治
鳥取県警察本部 本部長 半田 新一朗

(3) 協定内容

- ・犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、連携及び協力して犯罪被害者等を支援することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らせる県民生活の実現に資すること。
- ・県が設置する「犯罪被害者総合サポートセンター」に県警察の職員を配置し、県及び県警察本部は、相互に連携・協力し、犯罪被害者等の支援に取り組むこと。
- ・犯罪被害者等の支援に当たり、被害者支援に係る必要な個人情報その他の情報（犯罪捜査に係る情報を除く。）を共有すること。
- ・犯罪被害者等が二次的な被害及び更なる犯罪等による被害を受けまいよう個人情報の取扱いには十分配慮し、適切な支援を行うこと。



【犯罪被害者総合サポートセンターの概要】

- 知事部局に犯罪被害者等支援の専門組織を設置する（全国初）。

（本部：県庁第2庁舎7階
中部事務所：中部総合事務所別館
西部事務所：米子コンベンションセンター4階）

- 県警察の職員を配置して、県と県警察の身分を相互に併任することにより、支援に必要な情報を県と警察で迅速に共有し、被害直後から支援を提供する。
- コーディネーター（社会福祉士等）を配置して、ケアマネジメントの手法による支援調整、フォローアップ、市町村窓口のサポートなどを行う。
- 中部及び西部地区にも事務所を設置し、県下全域での支援体制を構築する。
- 個別相談、付添い支援等については、県から民間支援団体に委託することにより、これまでのノウハウを活かしながら引き続き被害者支援を実施する。このため、民間支援団体もサポートセンターの執務室に入居し、連携を強化して支援する。

【民間支援団体(委託先)】

とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センター（クローバーとっとり）